

資格喪失について

❖ 資格喪失

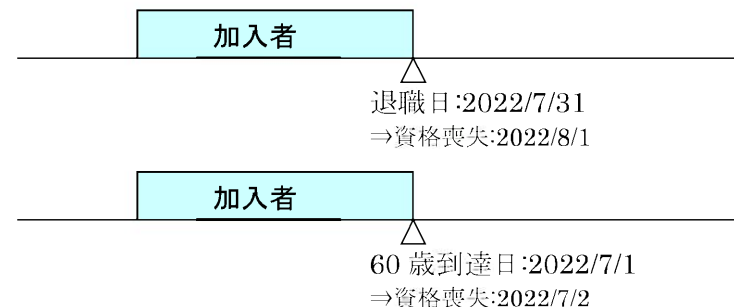
退職した日、または60歳／65歳に到達した日（【規約第41条】に規定する事由に該当した日）の翌日に資格を喪失する

ケース①

- ・退職日：2022年7月31日
- ・資格喪失：2022年8月1日

ケース②

- ・生年月日：1962年7月2日
- ・60歳到達：2022年7月1日（誕生日の前日が到達日）
- ・資格喪失：2022年7月2日（誕生日が資格喪失日）



- ◆ 年齢到達による資格喪失の時期は、企業ごとに**60歳**か**65歳**に【規約別表第3の8(加入者範囲)】及び諸規程(退職金規程、セブトライフ支援金規程等)に規定されています
- ◆ ≪請求書類≫は、原則“退職者宛”に郵送されますが、“企業宛”に郵送することを希望するときは、≪加入者資格喪失届≫の『裁定書類を会社に送付』欄にチェック（②点）を記入してください
- ◆ 企業の定年退職日と資格喪失日が一致しない場合でも、基金からの給付額は、税務上退職所得として扱われます

➡ 支給見込額の連絡

資格喪失を提出されますと、“企業”宛に≪支給見込額計算結果≫が郵送されます

60歳（または65歳）に到達するときは、自動的に“企業”宛に≪支給見込額計算結果≫が郵送されますが、≪加入者資格喪失届≫の提出は必要となります

➡ 手続き

加入資格を喪失するときに、≪加入者資格喪失届≫を提出してください